

平成26年第1回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 延 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成26年3月11日	午前10時01分
	延 会	平成26年3月11日	午後3時45分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗弘	出
2	座間味 栄純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

1 番	具志堅 勉	2 番	座間味 栄純
-----	-------	-----	--------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清二	会計管理者兼会計課長	饒平名 知政
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

3月11日（火）2日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第11号	平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
2	議案第12号	平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
3	議案第13号	平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
4	議案第14号	平成25年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
5	議案第15号	平成26年度本部町一般会計予算について (議案説明)
6	議案第16号	平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)
7	議案第17号	平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)
8	議案第18号	平成26年度本部町公共下水道事業特別会計予算について (議案説明)
9	議案第19号	平成26年度本部町水道会計予算について (議案説明)
10		研究会 平成26年度本部町一般会計予算について 平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算について 平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について 平成26年度本部町公共下水道特別会計予算について 平成26年度本部町水道事業会計予算について

○ 議長 島袋吉徳 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時01分）

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．議案第11号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 おはようございます。それでは議案第11号をご説明いたします。

議案第11号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について、平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

めくっていただきまして、平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,588万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,068万8,000円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

次のページをお開きください。第1表になっておりまして、次のページの事項別明細書の表紙をめくっていただきまして、明細書の総括表のほうで補正箇所について科目のほうを申し上げます。

歳入のほうでは4款国庫支出金、5款療養給付費交付金、7款県支出金、9款共同事業交付金となっております。歳出のところでは2款保険給付費、7款共同事業拠出金、13款予備費となっております。今回の補正の概要といたしまして、歳入のほうでは各種負担金、補助及び交付金の確定値などに基づく補正、歳出のほうでは保険給付費や医療費拠出金の最終見込額などを反映させた補正となっております。それでは事項別明細書の歳出のほうから、中身についてご説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金2,166万8,000円の減、これは給付見込額が予算措置額より減によるものになっておりまして、当初予算と比較いたしまして、月平均180万6,000円の減、1人当たり4,488円の減となっております、それによる見込額の減額となっております。

続きまして8ページ、9ページお開きください。7款共同事業費拠出金、1項共同事業費拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金、これは拠出金が確定いたしましたので、それに合わせて補正減をしております。補正減の金額は1,474万4,000円の減です。補正後の金額は8ページの計のところ、7,661万3,000円となっております。

続きまして款項同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金947万3,000円の減、これも拠出金が確定いたしましたので、それに合わせて補正減をしております。

補正後の金額は8ページの計のところ2億9,502万4,000円となっております。

めぐりまして10ページ、11ページ、13款予備費、1項予備費、1目予備費、29節予備費1,000万円の減、これは歳入の補正総額と歳出の補正総額の相殺の関係上、こちらで1,000万円の減額をして、歳入歳出を合わせております。

続きまして、歳入のご説明をいたします。2ページ、3ページをお開きください。4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、1節現年度分4,705万8,000円の減、これは説明のところにございまして、1の療養給付費等負担金、2の後期高齢者支援金負担金、3の介護納付金負担金、それぞれ最終見込額を算定し直した負担金額を反映させたものになっておりまして、補正後の3種類の総額のコレは、2ページの計のところコレ4億1,968万1,000円、1,000円は費目存置でありますので、おのこの負担金の補正後の金額といたしまして、療養給付費等負担金のほうが2億9,406万1,000円、後期高齢者支援金の負担金が7,934万円、介護納付金負担金のほうが4,628万円となっております。

続きまして、款項同じく3目、高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金74万4,000円の減、これも先ほど歳出の7款の説明の高額医療費共同事業拠出金の制限に合わせて4分の1の負担割合になっておりますので、それに合わせて74万4,000円の補正減をしております。

続きまして、同じく4款2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金3,752万6,000円の減、これもおのこの普通調整交付金、後期高齢者支援金交付金、介護納付金交付金の最終交付見込額が算定されましたので、それを反映させたものになっております。補正後の普通調整交付金の額でございますが、計の3億4,307万2,000円のうち、普通調整交付金の補正後の金額が2億5,404万8,000円となっております。おのこの普通調整交付金のほうが1億8,144万5,000円、後期高齢者支援金交付金のほうが3,944万5,000円、介護納付金交付金のほうが3,319万9,000円の内訳となっております。

続きまして、2目の特別調整交付金のほうが3,902万4,000円の増、これも最終交付見込額が算定されましたので、その額を反映させたものになっております。補正後の金額が8,902万4,000円となっております。

続きまして、真ん中あたりですね。5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1節現年度分2,219万9,000円の増であります。これも確定値に基づく補正増となっております。

続きまして、真ん中の下あたり、7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金74万4,000円の減、これも先ほどの国庫支出金と同様に4分の1の負担割合になっておりまして、歳出の7款の高額医療費共同事業拠出金の補正減に合わせて、補正減をしております。

続きまして、ページをめぐっていただきまして、4ページ、5ページ、9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金

3,133万1,000円の減、これも交付金の額が確定しましたので、それに合わせて補正減をしております。補正後の金額は4ページの計のところ2億8,584万5,000円の減となっております。以上、議案のご説明を終わらせていただきます。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第11号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第12号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 議案第12号をご説明いたします。

議案第12号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について、平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億890万2,000円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

第1表が歳入歳出予算補正になっております。

次のページをめくっていただいて、歳入歳出予算事項別明細書、総括表です。補正箇所といたしまして、歳入のほうは6款繰入金、歳出のほうは1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金となっております。まず、明細書のほうの歳出のほうからご説明いたします。

4ページ、5ページお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費2万6,000円の減、13節委託料10万4,000円の減、説明のところに通信運搬費のほうは2万6,000円の減、電算システム保守委託料のほうは10万4,000円の減、この内容は、役務費のところは保険証の切り替えにかかる郵送費となっております。電算システム保守委託料のほうは納付書等の各通知書の作成委託料となっております、それぞれ実績に合わせて減にしております。

6ページ、7ページをお開きください。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、12節役務費29

万1,000円の減、説明のところに通信運搬費9万5,000円の減、収納手数料19万6,000円の減、納付にかかる郵送費、または保険料の口座振替などによる金融機関等への収納手数料となっておりまして、いずれも実績に基づく減になっております。

続きまして、8ページ、9ページお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金97万7,000円の減、説明のところ保険基盤安定繰入金97万7,000円の減となりまして、これは歳入6款の保険基盤安定繰入金の科目から、後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金になっておりまして、保険基盤安定対象者数と金額の減に伴って補正減になっております。

続いて、歳入のほうを説明いたします。2ページ、3ページお開きください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、1節事務費繰入金42万1,000円の減、これは先ほど説明しました歳出の1款の総務費の役務費や委託料の減に合わせて補正減をしております。

続きまして款項同じく2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金97万7,000円の減、これも歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金のところの保険基盤安定繰出金の減に合わせて補正減をしております。その財源といたしましては、県が4分の3、町が4分の1を負担することになっておりまして、一般会計で県の補助金を受けて一般会計からの繰り入れによって、こちらのほうで措置する内容になっております。以上、議案の説明を終わらせていただきます。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第12号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第13号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算について、平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第3号)、平成

25年度本部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,088万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,512万円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

2枚めくりまして、事項別明細書の説明書、最後の4ページ、5ページをお願いします。2款施設費、2項1目施設新設改良費、13節の委託料から30万5,000円を減額し、15節の工事費に30万5,000円を増額します。これは補助事業のうち、委託料の残額を工事費で実行するための組み替えでございます。

同ページ、23節の償還金利子及び割引料の2,088万円の減額について説明いたします。昨日、一般会計補正予算でも説明がありましたが、再度説明いたします。現在、沖縄県が進めている国道449号道路改良工事に伴い、浄化センターの用地の一部を売却することになっております。潰れ地面積は1,163.87平米で、用地売却見込額は3,479万9,000円です。そのうち補助率10分の6に相当する2,088万円を国庫に返還する必要があります。当初、予算で計上しておりましたが、用地売却が本年度中には困難なため、減額するものでございます。その理由の説明をいたします。国道工事に伴う潰れ地部分については、まだ下水道施設を撤去していませんので、行政財産となります。売却は行政利用の用途がない普通財産に切り替えてからでなければできませんので、今年度中の売却が困難となったものでございます。

次に1枚戻って3ページをお願いします。歳入の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金から2,088万円を減額したものです。先ほど説明いたしました5ページ、23節の償還金利子及び割引料の減額に伴うものでございます。

次に表紙から数えて3枚目の2ページ、第2表、繰越明許費について説明いたします。繰越金額8,251万8,000円は、繰越工事の2件であります。1件目は国道449号道路改良工事に伴う浄化センターの移設工事を6,000万円繰り越しします。年度内完成が困難になった理由の1つ目といたしましては、浄化センター正面にあるマンホール及び流入ゲート室の移設工事において、想定していたより、地下水が多かったため、薬液注入の工程がふえたためでございます。2つ目は、当初、国道側のフェンスがアルミフェンスであるため、移転補償額は同等製品で査定されました。でも本町としましては、周辺の環境に配慮し、花壇を兼ね備えた化粧ブロック塀に変更するために、工程がふえました。そのために繰り越しということになりました。なお、完了は平成26年7月を予定しています。

2件目としまして、老朽化した污水管の更正工事として2,251万8,000円を繰り越しします。これは大浜幹線、浄化センター前から瀬底方面に向けて119メートルの区間でございます。污水管の更正工事の実施設計で、既設管の強度確認及び更正工法の検討に不測の日数を要したことにより、工事発注が遅れたものでございます。

議案第13号資料の管更正参考資料1と2をご覧ください。ここでは浜元地区で採用しましたFFT-S工法を例にご説明いたします。管更正工法とは、老朽化した汚水管渠を開削することなく、新しい管渠に生まれ変わらせるものでございます。FFT-S工法の場合は、老朽化した管渠の中に更正剤を入れ、水蒸気で風船のように膨らませて、熱により硬化させます。この固まった風船が塩ビ管と同等の性能を持った新しい管渠となり、汚水管渠の改築が完了いたします。今後、本部町では費用対効果等により、対策方法も併用しながら、効果的な改築を進めていきたいと考えております。この完了は平成26年8月を予定を予定しております。以上、2件分の工事費を合わせた総額8,251万8,000円を計上しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第13号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 平成25年度本部町公共下水道特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第14号 平成25年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号 平成25年度本部町水道事業会計補正予算について、平成25年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成25年度本部町水道事業会計補正予算(第2号)、(総則)第1条 平成25年度本部町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条 平成25年度本部町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款、科目、水道事業費用、既決予定額、支出3億8,280万9,000円、補正予定額270万8,000円、計3億8,551万7,000円、科目、第1項営業費用、既決予定額、支出3億3,220万円、補正予定額270万8,000円、計3億3,490万8,000円。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。1. 職員給与費6,382万2,000円、平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

内訳は2ページが平成25年度補正予算実施計画になっております。3ページから8ページまでは給与費明細書になっております。

次ページの平成25年度補正予算実施計画書で説明します。お開きください。次のページの1ページ、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の補正予定額29万4,000円の増額と2目配水及び給水費の241万4,000円の増額によるものとなっております。補正の理由といたしましては、給与手当の補正は職員の昇給等に伴う増額となっております。材料費については2月末日より、管財等の価格が各メーカーとも大幅な値上げを行ったために、材料費が不足するのに伴い、増額となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第14号 平成25年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 平成25年度本部町水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第15号 平成26年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 議案第15号について説明いたします。

議案第15号 平成26年度本部町一般会計予算について、平成26年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

2枚目お開きください。平成26年度本部町一般会計予算、平成26年度本部町一般会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億1,056万8,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は12億円と定める。(歳出予算の流用)第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

それでは平成26年度の予算について、若干説明を申し上げます。

平成26年度予算については、国の背景を申しますと、当初予算でも町長のほうから施政方針のほうで若干述べましたけれども、国の予算が平成26年度は、国、地方合わせて1千兆を超える借金が出る見込みでございます。そのために国においては、平成27年度までに基礎的財政収支を黒

字化する目標を掲げております。プライマリーバランスです。現在、国の一般会計予算は約90兆円、そのうちの20兆円が借金の返済、国債費等になっております。ですから国の一般歳出70兆円余りを収支収入で補いたいということがプライマリーバランスの黒字化の目標でございます。現在、国の収入が約50兆、20兆円余りがプライマリーバランスで足りないというような形になっております。国の予算の構成を見ますと、過去と比較いたしますと、平成2年度と現在、平成26年度の国の予算が約96兆円、平成2年度では約70兆円でございます。どういう部分が国の予算として変わってきたかと言いますと、地方交付税等については、平成2年度が15.9兆円、平成26年度は16.1兆円、そんなに差はございません。公共事業関連については7兆円から6兆円、約1兆円の減額、その他文教科学振興費、防衛関係予算についても20.6兆円から20兆円、若干減額でございます。大きくふえたものについては社会保障関係経費が平成2年度においては11.5兆円から30.5兆円、約3倍に社会保障関係経費が膨らんでおります。国債費、これは国の借金と国債等を返還するお金でございますが、これが平成2年度において14.3兆円、これが平成26年度においては23.3兆円、国の予算については、国債費、社会保障関係経費の伸びによって大きく赤字幅が膨らんでいるというような形でございます。

そういう背景もございまして、今般、国は社会保障関係経費の増に関する手当として消費税を3%アップするというようなことが決められております。その3%をアップすることによって、非課税世帯と子育て世代等の負担を軽減するために、一般会計予算、これは全国统一ですが、本部町のほうでも予算措置しております。非課税世帯に対する臨時給付金、子育て世帯に対する給付金等を一般会計の当初で予算措置をいたしております。

大まかなものについては、平成26年度の予算で昨年よりも大幅に伸びておりますが、主な理由については、昨年度は7月の補正で庁舎の補正予算をいたしました。今年に残りの分、平成26年度当初予算で予算を措置しております。7億7,000万円余り、これが主な理由で、当初予算が伸びております。

収入で一番大きな地方交付税についてでございますが、これは若干減額でございます。これは国の総務省等からの見込みに基づいて、こちらのほうで計算いたしますと、包括的な部分で約7,000万円の減額、それで基準財政収入額で約1,000万円の増、2つを足して8,000万円ぐらい減額になるのではないかというふうに見込んでおります。ただその部分は減りますが、若干、地方消費税交付金のほうは、約3,000万円は増になってまいります。これはあくまでも、我々が国の指示に基づいて見込んである数値でございます。6月に実質的には地方交付税というのは決定をする見込です。普通、厳しめに見込んでくださいというような形では来ることは来ます。当初予算については、そういう背景に基づいて平成26年度予算を措置してございます。簡単ではございますが、これで説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 日程第6. 議案第16号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 議案第16号をご説明する前に、4カ所誤字がございましたので、訂正させていただきたいと思っております。4枚めくっていただきまして、歳入歳出予算、事項別明細書の総括表、1ページのほうです。5款の療養給付費交付金の前年度予算額「9,884万1,000円」のところの間違ってございまして「9,984万1,000円」、100万円ほど数字の打ち間違いがございまして、それに伴いまして比較のほうは「2,921万7,000円」に訂正をお願いいたします。その関係で歳入合計額のほうは前年度予算額「22億8,216万円」のほうに訂正、比較のほうは「マイナス1億830万6,000円」のほうに訂正をお願いします。お詫び申し上げます。

それでは議案第16号のご説明をいたします。議案第16号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算について、平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

めくっていただきまして、平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算、平成26年度本部町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,385万4,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。(一時借入金) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

事項別明細書の1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括表をご覧ください。歳入のほうでは、11款繰入金、本年度予算額が2億1,503万8,000円、前年度予算額のほうが3億1,441万8,000円、比較で9,938万円の減、歳出のほうでは2款保険給付費、本年度予算額13億623万5,000円、前年度予算額13億8,163万6,000円、比較7,540万1,000円の減が主な要因でございまして、歳入の保険税のほうは前年度と比較しまして240万円余りの減となっております。歳出のほうでは、保険給付費のほうは、先ほど申し上げたとおり、保険と共同事業拠出金が約1,000万円の減ということで、前年度予算と比較いたしまして、保険給付費のほうは約7,000万円ほどの減に伴ったということと、歳出のほうで平成25年度のほうが基準額繰入のほうが1億円、当初のほうで計上をお願いしておりましたけれども、今年度は平成25年度の決算を勘案しまして、補正で対応させていただきたいと考えておりますので、今年度の計画であります9,000万円の減を当初予算の歳入の繰入金のほうで措置していない関係上、全体といたしまして約1億700万円余りの前年度の予算の減額で、当初予算のほうを計上しております。以上、簡単ではございますが、国民健康保険の当初予算の説明をさせていただきます。

○ **議長 島袋吉徳** 日程第7. 議案第17号 平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算に

ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 議案第17号のご説明をいたします。

議案第17号 平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について、平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお開きください。平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算、平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,294万1,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

事項別明細書のほうでご説明いたします。2枚めくっていただきまして、1ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括表、歳入のほうでございますけれども、1款後期高齢者医療保険料、本年度予算額のほうが5,355万7,000円、前年度予算額のほうが5,098万7,000円、比較といたしまして257万円の増、これは後期高齢者医療の被保険者の若干増に伴うものとなっております。

6款繰入金、本年度予算額5,931万8,000円、前年度予算額5,955万6,000円、23万8,000円の減、これは主に基盤安定化繰入金の減に伴うものでございます。

続きまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額のほうが1億1,029万5,000円、前年度予算額のほうが1億792万3,000円、比較237万2,000円の増、これが先ほどの歳入との関連で、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の保険料の増額分に伴う増でございます。以上、主な歳入歳出の前年度との予算の比較となっております。簡単ではありますが、議案第17号のご説明を終わらせていただきます。

○ **議長 島袋吉徳** 日程第8. 議案第18号 平成26年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号 平成26年度本部町公共下水道特別会計予算について、平成26年度本部町公共下水道特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成26年度本部町公共下水道特別会計予算、平成26年度本部町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,734万7,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償

還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定める。(歳出予算の流用)第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月10日、本部町長 高良文雄。

次の1ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算の歳入の説明をいたします。2枚めくりまして、事項別明細書の説明の4ページ、5ページをご覧ください。4款県支出金、1項県負担金、1目土木費県負担金、5ページの説明書の下水道事業、県負担の126万円ですが、沖縄県が実施する県道114号線工事に伴う下水道施設の移設補償費です。

次に4款の県支出金、2項県補助金、1目土木費県補助金、5ページの節の説明4,800万円は、これまで国庫補助金であったものが、平成24年度から沖縄振興公共投資交付金という県補助金になったものです。補助事業費は8,000万円のうちの補助率10分の6に相当する金額となっております。

次に5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、5ページの1節一般会計繰入金の2億148万円のうち、3,782万5,000円は、国道449号道路改良工事に伴う浄化センター用地の売却見込額です。用地は現在の行政財産から普通財産に切り替えて、総務課の管理としたあとで売却費で用地補償費は一般会計に歳入されます。

次に歳出の説明をいたします。14ページ、15ページをお開きください。施設新設改良費について説明します。2款施設費、2項施設新設改良費、1目施設新設改良費、15ページの13節委託料1,501万円は、上本部飛行場跡地の污水管整備に係る実施設計費です。これは補助事業で実施します。同じく15ページの2款2項1目15節の工事請負費1億714万円のうち、次の17ページの説明にあるとおり、浄化センター整備工事4,212万円です。これは国道側の花壇を兼ね備えた化粧ブロック塀に伴い、浄化センター周辺の景観にも配慮した整備工事です。管渠工事費は6,502万円は谷茶地内の老朽化した既設污水管の更正工事と上本部飛行場跡地の污水管工事費です。これも補助事業で実施いたします。これは平成26年の予算で消費税が8%となることを考慮した上で、歳入歳出を策定しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** 日程第9. 議案第19号 平成26年度本部町水道会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号 平成26年度本部町水道会計予算について、平成26年度本部町水道会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成26年度本部町水道事業会計予算。(総則)第1条 平成26年度本部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)第2条 業務の予

定量は、次のとおりとする。１．給水戸数6,075戸、２．年間給水量202万1,000立米、３．一日平均給水量5,537立米、（収益的収入及び支出）第３条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入といたしましては、第１款水道事業収益４億9,284万2,000円、支出といたしまして、第１款水道事業費用４億6,950万8,000円を計上しております。

次の２ページをお開きください。第４条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入が資本的支出額に対して不足する額１億1,064万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,010万円及び当年度損益勘定留保資金１億54万7,000円で補填するものとする。収入といたしましては、第１款資本的収入２億7,265万6,000円です。大まかな内訳としまして、第１項企業債１億3,630万円と第５項補助金１億3,635万1,000円であります。支出といたしまして、第１款資本的支出３億8,330万3,000円でございます。大まかな内訳としまして、第１項建設改良費２億8,220万7,000円、第２項企業債償還金１億109万3,000円であります。

次の３ページをお願いします。（企業債）第５条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法は、次のとおり定める。起債の目的としまして、送水の設備費でございます。限度額といたしまして１億6,330万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は、お読みになってください。（一時借入金）第６条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。（議会の議決を経なければ流用できない経費）第７条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。１．職員給与費6,447万7,000円、平成26年３月10日、本部町長 高良文雄。

次に別紙の平成26年度水道事業会計予算説明資料をお願いします。まず地方公営企業会計制度は、大幅に改正されたことにより、平成26年度予算から新会計基準での予算編成が義務づけられたことになっております。それでは予算説明について主に改正された項目及び増額の大きな項目についてご説明いたします。また消費税８％であることを考慮した上、平成26年度予算となっております。

予算説明書１ページで説明します。収益的収入及び支出について説明いたします。収入は１款水道事業収益４億9,284万2,000円を計上しております。１項営業収益といたしまして、４億5,031万8,000円を計上しております。１目給水収益の水道料金４億3,451万1,000円は、消費税率８％を考慮した金額となっております。

次に営業外収益といたしまして４億252万2,000円を計上しておりますが、７目の長期前受金戻入は、新会計基準により、国庫補助金長期前受金戻入4,155万9,000円を計上しております。これはみなし償却が廃止され、固定資産取得金額を主として減価償却を行うことが義務づけられ、補助金等を収益化することが義務づけられたためであります。

次のページから支出になっております。１款水道事業費用としまして４億6,950万8,000円を計上しております。１項営業費用、１目原水及び浄水費といたしまして9,322万6,000円と、３ページの２目配水及び給水費といたしまして１億561万3,000円を計上しております。

1枚めくりまして4ページの中ほどの委託費の漏水調査委託料といたしまして200万円を計上しておりますが、平成26年度は漏水件数の多い謝花地区を重点に調査を行う予定でございます。

1枚めくりまして、7ページをお開きください。4目総係費の賞与引当金、貸倒引当金について、ともに新会計基準により計上しております。賞与引当金は翌年度に負担すると見込まれる期末手当、勤勉手当となっており651万5,000円を計上しております。貸倒引当金は将来の不納欠損が見込まれる金額を未収入金として198万2,000円を計上しております。5目減価償却費について、新会計基準により、みなし償却が廃止され、固定資産取得価格の全額を基礎として、減価償却を行うことが義務づけとなっており、前年度より4,279万8,000円増額の1億2,105万9,000円の計上となっております。

次に2項営業費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息の説明をいたします。財政融資資金2,231万6,000円、地方公共団体金融機構192万2,000円、振興資金46万5,000円の計3,170万3,000円を計上しております。これは前年度より134万6,000円の増額となっております。

次に第3項特別損失について、新会計基準により退職給付引当金として、将来負担すると見込まれる退職手当金額を計上することが義務づけとなっており、3,188万5,000円の計上となっております。

次の8ページをお願いします。資本的収入及び支出の説明をいたします。収入では、1款資本的収入2億7,265万6,000円を計上しております。1項1目の企業債といたしましては、財政融資資金として1億3,630万円を計上しております。その理由といたしましては、伊豆味地区の送水管・配水管の改良工事となっております。

次に5項1目補助金といたしまして、同じく伊豆味地区の送水管・配水管の改良工事の補助金2分の1の補助1億3,635万円を計上しております。

次の9ページの資本的支出の説明をいたします。1款資本的支出として3億8,330万3,000円を計上しております。1項建設改良費、3目送水設備費2億8,120万円は、先に述べた伊豆味地区の水道工事の国庫補助事業2億7,270万円と、それに伴う管理用道路として単独事業費150万円を計上しております。伊豆味地区の工事についても、平成26年度が最終年度となっております。改良工事を行うことにより、漏水等をなくし、水の安定供給の向上に努めてまいります。

次に2項企業債償還金、1目企業債償還金は1億109万3,000円を計上しております。この内訳は財政融資金融機構振興資金となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これで平成26年度一般会計予算ほか4特別会計の提案理由の説明を終わります。

午後から研究会に入ります。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時20分)

再開いたします。

再 開 (午後1時32分)

日程第10. これから研究会を行います。

休憩いたします。

休 憩（午後 1 時34分）

（研究会）

再開いたします。

再 開（午後 3 時45分）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

延 会（午後 3 時45分）